

JFIE高校生私費留学プログラムお申込みにあたって

※各プログラム費用の詳細については別途お渡しする個別のプログラム企画書をご参照ください。

ご参加にあたっての注意事項

JFIE 高校生私費留学プログラムは、内閣府認証特定非営利活動法人（NPO）日本国際交流振興会（JFIE）がプログラムの企画・監修・運営を担当します。また、生徒・保護者との留学相談、カウンセリング、お申し込み受け付け、手配などについては、JFIE が販売委託契約を締結する株式会社アイエスイ（観光庁長官登録旅	行業第256号）が代行し、旅行の企画・実施を担当いたします。これにより、JFIE 高校生私費留学プログラムについてのお問合せ、お申し込み窓口は、株式会社アイエスイの各支店となり、お申し込みにあたっては、株式会社アイエスイと手配旅行契約を締結していただきます。
--	---

- ご出発迄に海外旅行疾病傷害保険にご加入いただくことを推奨します。
- 受入校規定や留学先国政府規定の学生査証取得等のため、特別な書類（健康診断・各種予防接種証明書等）を必要とする場合があります。それら査取取得に関わる費用は留学プログラム参加者の負担となります。
- 受入家庭・受入校・受入教育機関の都合により一度決定された滞在先が現地到着前もしくは到着後に変更となる場合があります。
- 各国の祝祭日、及び学校指定の休暇中は基本的に受入校での授業はありません。またこの間の授業料の払い戻しはありません。
- 一度決定された受入家庭については、人種・職業・家族構成を理由に変更や取消しはできません。

ご旅行条件書（手配旅行契約）

■ **第1条 プログラムの範囲**

- このプログラムは、本申込み条件に基いて日本国際交流振興会（以下「JFIE」という）より販売委託を受ける株式会社アイエスイ（以下「ISA」という）が、プログラム申込者が希望する学校に対する入学申込み手続きの代行、出発にあたっての情報提供を行うものであり、課程修了・資格取得などを保証するものではありません。留学先校での研修内容は、受入校、あるいは受入教育機関が運営提供するものであり、ISA 及び JFIE が自ら授業内容に関するサービスの提供を行うものではありません。
- このプログラムはプログラム申込者の要望を伺い、ご要望に沿った旅行サービスの手配を引き受ける「手配旅行」です。あらかじめ旅行内容等が決められている「募集企画旅行」ではありません。ここに表記のないご旅行条件書は、ISAの手配旅行約款によります。
- この旅行は「募集企画旅行」ではありませんので「特別補償」につきましては適用いたしません。また、「旅程保証」「旅程管理」はいたしません。JFIE 高校生私費留学プログラムに含まれるサービスは次の通りです。
 - 出願プログラム/出願校の選択**：留学カウンセラーと申込者との協議により申込者の目的や希望を考慮し、かつ実力にあう留学先を選定します。
 - 入学申込み手続きの代行**：入学願書の作成支援、入学希望校への書類の送付及留学費用の送金、入学許可証（またはそれに代わるもの）の取り寄せをいたします。
 - 宿泊手続きの代行**：留学期間にあわせて、受入校への通学可能な圏内でホームステイ家庭の斡旋、あるいは、受入校の寮の申込み手続をいたします。未成年の高校生の場合アパートやゲストハウスの寮の手配はいたしません。
 - 渡航手続きのご案内**：旅券、査証等の申請方法をご案内します。各国査証取得については、ご希望に応じて査証申請・取得の代行をいたします。査証料金（実費：国により異なります） 査証手続き代行料につきましては「第4条 諸費用5.留学プログラム費用に含まれないもの」をご参照下さい。
 - 日本国内での事前オリエンテーション**：高校生プログラムの参加生徒、保護者への教育指導プログラムを、JFIEの企画・監修で実施します。

- ※**出発時期**により JFIE 委託の ISA 留学カウンセラーが担当します。
- 渡航に関するオリエンテーション**：送金や荷物の送り方、海外旅行傷害保険の手続き等の説明及び出発に関する案内、入国手続き等の具体的な渡航関連の注意事項を説明提供します。
- 現地空港出迎え手配** 受入教育団体あるいは現地受入校による空港出迎えサービスの手続き代行を行います。
- 海外旅行傷害保険加入手続き** ISA では海外旅行傷害保険加入手続きの代行を行っています。当プログラムには保険料は含まれておりませんので、別途費用がかかります。
- 留学中のサポート**

契約期間内において、申込者の現地滞在中は以下のサービスを提供します。生徒保護者、生徒在籍校に対し、日本の担当留学カウンセラーによる、電話、メールによるサポート。現地教育機関作成のレポートの入手管理及び翻訳、郵送。参加生徒には、現地コーディネーターによる定期カウンセリングサポートと緊急対応。緊急時の現地教育機関との連絡対応。

※現地受入団体による日本語サポートは緊急事態を除き、基本的には現地営業時間での対応となります。緊急事態とは、災害や入院等の生死に関わる事態を言います。

●**帰国後オリエンテーション**

JFIE が夏・冬の年間2回主催する帰国オリエンテーションのいずれかにご参加いただけます。（交通費等の実費は別途必要です）日程はJFIEにご確認ください。このオリエンテーションは、JFIE が毎年実施するもので、留学による英語力の進捗度診断、帰国に伴う「逆カルチャーショック」への対応、これからの進路の検討について、先輩帰国生（リターナー）の話や国内外の大学担当からの情報提供等により、留学を総括し、将来への機軸付けにつなげる場を提供しております。

■ **第2条 お申込み条件**

- 年齢、資格、技能、その他の条件がJFIE/ISA及び受入教育機関の指定する条件に合致すること。合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。また、申込者の保護者署名、捺印宛に保護者の署名、捺印が必要になります。
- 高校教育課程の中の一部あるいは全部の履修を目的とする、本プログラムの趣旨を十分に理解し、受入国の法令、受入校、在籍校の規則を遵守できること。高校在籍中の教育課程の中での留学を希望する場合は、在籍校の先生の署名、捺印が必要です。
- 心身ともに健康であり、重大な疾病、心身喪失、不安定な精神状態（うつ病、引きこもり、自傷行為、拒食症、過食症及びこれに準じる症状を含む）にないこと。
- 指定されたオリエンテーションにすべて参加できること。
- 規定書類を期限内までに提出できること。

※申込者の学業成績や英語力により志望校への入学が困難と判断した場合、参加をお断

お申し込みにあたっての注意事項

※各プログラム費用の詳細については別途お渡しする個別のプログラム企画書をご参照ください。

JFIE 高校生私費留学プログラムは、内閣府認証特定非営利活動法人（NPO）日本国際交流振興会（JFIE）がプログラムの企画・監修・運営を担当します。また、生徒・保護者との留学相談、カウンセリング、お申し込み受け付け、手配などについては、JFIE が販売委託契約を締結する株式会社アイエスイ（観光庁長官登録旅	行業第256号）が代行し、旅行の企画・実施を担当いたします。これにより、JFIE 高校生私費留学プログラムについてのお問合せ、お申し込み窓口は、株式会社アイエスイの各支店となり、お申し込みにあたっては、株式会社アイエスイと手配旅行契約を締結していただきます。
--	---

- 受入家庭や寮等受入校の宿泊施設のルールに反する行為をし滞在を拒否された場合、残り期間の滞在費用の払い戻しはありません。
- 受入校の授業には、病気等の理由がない限り出席をしてください。長期欠席は学生査証取消の対象となる場合があります。また留学期間中の行動については、弊会「留学の規則と処遇」の規定により、プログラムから離脱して頂く場合があります。その場合は、プログラム費用の払い戻しはありません。また、状況によっては、保護者費用負担の下、現地滞在先へ出迎えをお願いする場合があります。その場合にも、留学プログラム費用の払い戻しはありません。
- 貴重品については、留学参加者自身で責任をもって管理をしてください。

JFIE 高校生私費留学プログラムは、内閣府認証特定非営利活動法人（NPO）日本国際交流振興会（JFIE）がプログラムの企画・監修・運営を担当します。また、生徒・保護者との留学相談、カウンセリング、お申し込み受け付け、手配などについては、JFIE が販売委託契約を締結する株式会社アイエスイ（観光庁長官登録旅	行業第256号）が代行し、旅行の企画・実施を担当いたします。これにより、JFIE 高校生私費留学プログラムについてのお問合せ、お申し込み窓口は、株式会社アイエスイの各支店となり、お申し込みにあたっては、株式会社アイエスイと手配旅行契約を締結していただきます。
--	---

りするか、別のプログラムを推奨する事があります。

また、申込者が他の参加者や受入教育機関に迷惑を及ぼし、又は当プログラムの円滑な実施を妨げる恐れがあると JFIE/ISA が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

■ **第3条 お申込みと契約の成立時期**

- お申込みを以下のいずれかの方法でお受けします。その際に「プログラム申込書」のご記入・ご提出をお願いします。
 - 最寄の ISA 支店窓口
 - 説明会でのお申込み
 - 電話・郵便及びFAX、その他の通信手段によるお申込み
- JFIE 高校生私費留学出願手続きについて
 - 選考料の振込み

選考料 5万円（消費税込）

- ※選考料は、書類審査、英語力及び留学適性診断のための費用となりますので、途中で参加を取りやめられる場合でも返金はありません。あらかじめご了承ください。
- 以下の出願書類をそろえて、最寄の ISA 支店へご持参でご郵送ください。
 - JFIE 高校生私費留学願書
 - 在籍学校の成績証明書または成績表のコピー（出席日数もわかるもの）
 - 出身中学からの成績証明書または成績表のコピー（出席日数もわかるもの）
 - 選考料の振込みを証明するもの（振込金受領書、利用明細表で結構です）
- 出願プログラム、出願校の決定及び出願前項記載の当社出願書類及び英語診断テスト、保護者同伴面接の結果を元にカウンセリングを行い、出願先を決定し、受入教育機関への出願書類提出後、合否判定を受けます。

※出願校、出願機関によってはこの時点で出願料やデポジット（内金）をお支払いいただく場合があります。出願料は、いかなる場合でも返金されません。又、出願先の教育機関によっては、デポジット（内金）の一部、あるいは全額が返金されない場合がありますのでご了承ください。

- プログラム手配サポート費用のお支払い

現地受入教育機関、受入校からの合格後、請求書に基き第4条に記載のプログラム手配サポート費用をお振込み頂きます。振込みが完了した時点でJFIE 高校生私費留学への正式なお申込みとなります。
- 契約期間について

弊社が請け負う留学サポート契約の対象期間は、最長1年間の留学期間内とします。なお、卒業留学等2年以上の留学の場合は、初年度の契約満了の約1ヶ月前迄に弊社/担当ISA支店より、書面にて次年度のサポート契約更新手続をとらせていただきます。契約満了日迄に更新手続きが完了しない場合は契約終了となります。事情により契約更新手続きが取れない場合があることをご了承ください。

■ **第4条 諸費用**

- JFIE 高校生私費留学プログラムは、下記記載の参加費用実費と別に、受入教育機関からの合格時に、以下に記載のプログラム手配サポート費用を手配料として別途申し受けます。

	留学期間の目安	プログラム手配サポート費用
1ターム留学	(8～12週間程度)	25万円
2ターム(セメスター)留学	(20～24週間程度)	30万円
3ターム留学	(32～36週間程度)	35万円
1学年間留学	現地1学年間	40万円
2年目の以降の継続料金	現地1学年間	30万円

※1ターム未満は個別のプログラム企画書をご参照下さい。

- 出願料、滞在申込金等入学手続きに必要な実費、留学先学校での授業料及び入学登録料、ホームステイ代あるいは寮費、最寄空港への出迎え費用、そのほか留学期間中に必要とする費用及び、現地到着後のオリエンテーションや留学期間中の現地受入団体サポート費用について（以下「参加費用実費」といいます）は、受入教育機関からJFIE/ISAに寄せられた資料に基き、その時点のISA所定の為替レートにより算出し請求をいたします。なお、プログラム手配サポート費用及び参加費用実費についてを、以降「留学プログラム費用」といいます。
- 現地教育機関、受入校の授業料、滞在費等の参加費用実費は現地事情により変更になる場合があります。この場合は改定後の費用をお支払いいただくこととなります。
- 留学プログラム費用に含まれるもの
 - 受入家庭や寮等受入校の宿泊施設のルールに反する行為をし滞在を拒否された場合、残り期間の滞在費用の払い戻しはありません。
 - 受入校の授業には、病気等の理由がない限り出席をしてください。長期欠席は学生査証取消の対象となる場合があります。また留学期間中の行動については、弊会「留学の規則と処遇」の規定により、プログラムから離脱して頂く場合があります。その場合は、プログラム費用の払い戻しはありません。また、状況によっては、保護者費用負担の下、現地滞在先へ出迎えをお願いする場合があります。その場合にも、留学プログラム費用の払い戻しはありません。
 - 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
 - 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
 - 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
 - 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
 - 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
 - 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
 - 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
 - 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
 - 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
 - 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
 - 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
 - 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
 - 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。

原則として入学金、授業料、滞在費用、現地受入団体サポート費用等、及びプログラム手配サポート費用になります。但し、プログラムごとに異なるため、個別の「プログラム企画書」に明示します。

- 留学プログラム費用に含まれないもの
 - ビザ(ニュージーランド,英国,オーストラリア)取得代行料……………22,000円 ※アメリカ・カナダのビザ代行手数料は25,000円となります。
 - オーストラリア ETAS 取得代行料……………3,500円
 - アメリカ ESTA 取得代行料……………4,000円
 - カナダ eIA 申請料実費……………700円
 - 旅行傷害、疾病保険料および医療費
 - 航空券、空港施設使用料および燃油サーチャージ（国により異なる）
 - 超過手荷物料金
 - オーストラリア 留学対象学生保険（OSHC）……………1年間概算 A\$480～560
 - カナダ BC州留学対象学生保険……………1年間概算 CAN \$900程度
 - ニュージーランド 留学対象学生保険……………1年間概算 NZ \$600程度

※いずれも2017年3月現在の費用概算となります。

- 学生ビザ申請料**（2017年3月現在）

オーストラリア：(Evisa) \$ 550

ニュージーランド：申請料は日本国籍の場合無料、ビザ申請センター手数料：¥5,400、レントゲン検査代

米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200

カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、

英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)

- 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
- 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
- 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
- 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
- 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
- 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
- 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
- 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
- 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
- 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
- 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。
- 弊社をご出発の90日前まではお客様に授業料等（但し、現地教育機関が期日を定めている場合や、ビザの発行等に係わる場合を除く。）のお支払いを請求いたしません。※弊社プログラム費用および、渡航関連にかかります諸費用のお支払いは、全て日本円で、米国：申請料 \$ 160、SEVIS: \$ 200 カナダ：ビザ申請料 C\$150、公証人役場での認証代、英国：£328 (Tier4 の場合。その他、現地必須保険加入料等、英国学生ビザ申請料の他に別途追加費用約 10万円ほどがかかります。)
- 休暇中の活動費。留学期間中全学期ホームステイの場合は、ホームステイ滞在費は含みますが、英語研修参加等の活動費用は含まれません。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費は含みません。その場合、現地受入団体が、参加者のご希望により、別途ホームステイ先を手配いたします。この場合も英語研修参加等の活動費用は含まれません。

■ **第5条 当社換算レート**

外貨建て費用の日本円換算額は、プログラム出発時期毎のISA所定レートを適用し算出致します。最終的には、残金請求時のISA所定日本円換算レートで請求させていただきます。(1,000円未満切り上げ)

■ **第6条 お申込み後の変更**

- 出願先からの合格通知受領後に、変更を希望される場合は、合格校あるいは受入団体からの取消し実費と、新出願校への手続きのため、追加費用5万円（消費税込）及び新規出願校への出願料実費を申し受けます。
- 申込者の申し出により留学出発日が申込日より起算して1年間を超えて先に延期となる場合は、追加費用を1年間につき5万円（消費税込）申し受けます。

▼お申し込み後の変更	いずれも消費税込
変更に関する項目	変更手数料
出願校からの合格通知受領後の学校変更（出発日は変更不可）	5万円＋変更に伴い発生する諸費用
出発日を申し込みより1年を超えて先に延長とする場合	滞在費1年間につき5万円＋変更に伴い発生する諸費用

■ **第7条 お申込み後の取消し**

申込者は、お申込み後に以下に定める取消料を支払って本プログラムの契約を取消することができます。
※留学をお取消しになる際は必ず書面にてその旨を担当ISA支店迄お知らせください。ISAがその書面を受け取った時点で正式なお取消しとして扱います。（電話や口頭によるお取消しはお受けいたしません）

▼取消料に関する規定	
取消時期	取消料
プログラム手配サポート費用お支払以降の取消し	20万円
ご出発日より起算して30日前以降の取消し	プログラム手配サポート費用の全額

※ただし、お申込み日より起算して8日を経過する日（渡航日の30日前（ピーク時）にあつては40日前）以降の日を除く。）までに契約を解除する場合は、第4条に定めるプログラム手配サポート費用全額をご返金いたします。
※この他に取消し時点までの手配で別途既に発生した取消料実費が必要になります。本条件書「第1条プログラムの範囲」で規定した当プログラムサービスの内容に含まれる留学手続き、滞在手配、渡航手配等に関する各種の手続きにおいて発生した諸費用のうち、各種取消料や、受入校/教育団体から返金されないもの及び振込み手数料は申込者の負担とし、受入校/教育団体からJFIE/ISAに返金される費用は、先方からの送金手数料を控除した残額を申込者へ返金いたします。取り消しに伴いISAが立て替えた費用に関しても申込者の負担となります。

■ **第8条 JFIE/ISAからの解約**

以下に記載の事由により契約が解除されたときは、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用、又はこれから支払わなければならない費用を負担していただきます。またISAに対し、所定の取消手数料金及びISAが得るはずであった取扱料金を支払わなければならない。

- 決められた期日までに、必要な書類が送付されない場合
- 決められた期日までに、必要な費用の支払いがされないとき
- 申込者が長期にわたる連絡がつかなくなったとき
- 申込者がISAに届け出た情報に虚偽あるいは重大な遺漏がある事が判明したとき
- 現地団体よりプログラムの離脱を受けた場合

■ **第9条 渡航手続き**

- パスポート（旅券）の手続きは申込者ご自身で行っていただきます。未取得者には、アドバイスをさせていただきます。既にお持ちの方も有効期限、残存期間などにご注意ください。
- 航空券の手配も承ります。お申込みのISA支店にて行ってください。

- 査証申請代行をご希望の場合は、お申込みのISA支店にて所定の査証申請代行料を申し受け、別途契約として代行いたします。但し申込者ご自身に起因する事由により査証取得ができなかった場合はISAはその責任を負いません。
- 申込者ご自身で航空券の手配を行った場合、受入教育機関の事情により、入学許可証等の査証取得のための関連書類が期日までに届かず、その結果として緊急査証申請費、あらかじめ予約された航空機などの出発変更料が必要となる場合がありますが、一切の費用は申込者のご負担となります。ISAの手配状況を確認のうえ、渡航手続きをされることをお勧めいたします。
- 第10条 免責事項**

JFIE/ISAは申込者に代わって、学校、運送機関などに対して予約、申込みの手続きを代行するもので、これらの機関に代わって授業やサービスを提供するものではありません。従って、次のような場合、JFIE/ISAは責任を負いません。

 - 出願校/受入教育機関の留學生受入れ枠が定員に達しているとき、滞在施設の制限事由により入学が許可されないとき。現地事情により学校のコース内容や入学条件が変更していた場合。
 - 日本でいう学校成績や英語力が受入校、受入教育機関の求めるレベルに達していないために入学が許可されないとき。
 - 通信事情または学校側の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、出発できなかった場合。
 - 出願校、出願団体への願書等の書類が申込者の都合により期日までにそろわなかったとき。
 - 航空会社の事情による遅延や便の取り消しの場合。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関ならびに入受機関等における争議行為、移動や旅行等の自由行動中の事故、食中毒、盗難、陸海空における不慮の事故、その他不可抗力の事由により生じた損害。
 - 申込者本人の個人的な事由により、旅券、査証が取得できなかったり入国が拒否された場合、及び政府・官公署による査証・入国制度変更に伴う遅延や入国拒否の場合。また、遅延相当期間の留学プログラム費用の差額はご返金できないこと。
 - 留学中は、規定の「留学の規則と処遇」および「留学に関する同意書」に記載する事項に従って行動をしていただきます。申込者の故意、過失、受入れ国の法令・公序良俗等に違反した行為により生じた責任、損害はすべて申込者個人の責任となります。よって現地でいう学校生活、個人生活、及びその滞在中の事故などについてJFIE/ISAは一切責任を負うものではありません。またそれらの行為により、JFIE/ISAが損害を受けた場合は、JFIE/ISAは申込者からの損害の賠償を申し受けます。
 - 現地教育機関は事前にホストファミリーオリエンテーション等を通してホストファミリーとしての十分な理解を求めます。但しこれは、日常生活の一切を常に管理監督をする事を前提としたものではありませんので、現地教育機関、及びJFIE/ISAは、留学中の日常生活の中でホストファミリーの家族の、故意または過失が原因であると主張される損害や損傷に対する賠償請求に関してはいかなる法的責任も負いません。
 - JFIE/ISAは事前に参加者に対し、プログラムへの理解を深めるオリエンテーションを行いますが、留学中の参加者の一切を常に管理監督をする事を前提としたものではないため、留学中の参加者本人の故意や過失が原因であると主張される損害や損傷に対する賠償請求については法的責任や義務を負いません。また留学中に参加者が被った損害や賠償に関することは、すべて参加者及びその保護者の責任となります。
 - 受入校での成績・単位数は受入校の規程によります。単位認定制度による進級留学の可否については、参加者の責任において在籍校への確認が必要です。
 - 大使館、政府、官公署の判断で査証（ビザ）が発給されなかった場合、JFIE及びISAはその責任を負いません。

■ **第11条 その他**

- ISAは契約後速やかに申込者に、留学日程、学校の内容、そのほかの条件を記載した書面をお渡します。
 - 当パンフレット記載の留学プログラム参考費用は、2017年3月現在有効な資料に基づいております。受入校（教育機関）の都合及び為替レートの変動によりプログラムの内容、費用等は予告なく変更される事があります。
 - 航空券及び留学期間以外の宿泊手配等に関する旅行手配についてのお申込み条件は、ISAの手配旅行約款によります。
 - この旅行条件書は予告なく変更される場合があります。
- ＜**ホームステイに関する注意事項**>
- ※詳細は、JFIEの事前オリエンテーション等での指導に従ってください。
 - ・私費留学プログラムのホームステイ先は、現地教育機関が各団体のガイドラインに沿って選考した家庭の中から生徒の願書に基づき決定します。各家庭からは部屋と食事の提供のため、食費等の支払いがされますが、いわゆる下宿屋ではないため、高校生として感謝を持って接する事が期待されます。
 - ・滞在先家庭は千差万別でホテルとは異なり、ひとつとして同じではないため、他の生徒との比較は意味がありません。また、家族・人種の構成も様々ですが、それらにより差別をすることは出来ません。又特定の家庭タイプを指定することはできません。
 - ・滞在先家庭からは、食事と寝る場所の提供が義務づけられていますが週末を共に過ごす等について強制されるものではなく、あくまでこれはファミリーの好意によるものです。家庭内の共通言語は英語が基本ですが、人種や民族的な背景で、家族間で他言語が使用される場合があります。
 - ・ホストファミリー宅には多国籍からの留學生が滞在する場合があります。こうした滞在学生（特に短期間の滞在学生）については極力事前にお知らせしますが、現地事情により不可な場合があります。

■ **個人情報取扱について**

- JFIE/ISAは、お申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、申込者とごとの連絡のために利用させていただきますが、申込者がお申込みいただいたプログラムにおいて、運送、宿泊機関、提携機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のための手続き（以下「手配等」といいます）に必要な範囲で利用させていただきます。その他、将来、より良いプログラムの開発のためのマーケット分析（アンケートやご意見ご感想の提供のお願い等）や、プログラムのご案内等を申込者にお届けするために、お客様の個人情報を取扱わせていただくことがあります。
- JFIE/ISAは保有する申込者の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどの申込者へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社関連団体との間で、共同して利用させていただきます。関連団体は、それぞれの営業案内、説明会やセミナー等のご案内、新規プログラム等のご案内のために、これを利用させていただきますことがあります。
- JFIE/ISAは、お申し込みいただいたプログラムの手配のために、運送・宿泊機関、提携機関等に対し、申込者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、パスポート番号等、手配に必要な情報を提供いたします。
- 個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、下記窓口までお申し出ください。株式会社アイエスイ 管理部 個人情報保護担当 TEL050-5515-1812 isaprivacy@isa.co.jp